

台湾台中地区での「干城跳蚤市場：海賊版ブース」に対する
台中地裁 一審判決に関するお知らせ

日本特定非営利活動法人 知的財産振興協会（IPPA）事務局

当協会加盟会員であるメーカーの作品を違法販売していた台中市在住の被告に対し、海賊版DVDの違法販売に対し、商標権法違反にあたるとして、2018年8月 内政部 警政署保安警察第二總隊刑事警察大隊 偵二隊により摘発を実施。2019年4月に台湾 台中地方檢察署により簡易判決申立がなされ、2019年6月18日 台湾 台中地方裁判所 簡易判決「108年度 中智簡字第22号」により、本協会会員の作品に関する商標権享有が確定となりました。

今回、台中地方檢察署 及び 台中地方裁判所に対しましては、公正なご判断をいただき感謝申し上げます。

特定非営利活動法人 知的財産振興協会 IPPA

日本の成人コンテンツメーカーを正会員とする約 290 社の作品における、著作権保護、海賊版対策を主な活動とし、知的財産の保護を図り、広く公益に寄与することを目的として 設立された特定非営利活動法人（NPO 法人）です。

HP : <http://www.ippa.jp/>

今後のお問合せ先

今後、同様の台湾国内における 日本製成人向けコンテンツの海賊版摘発 及び 捜査協力 又は 正規品お取扱いについての情報提供依頼等、海賊版コンテンツの頒布防止活動に関するお問合せに関しましては、台湾に設立されております「IPPA 台湾」にて対応を行わせていただきます。

■特定非営利活動法人智慧財産振興協會駐華辦事處

Intellectual Property Promotion Association, Taiwan Office

TEL : 02-2558-3038